

令和8年度 練馬区立石神井公園ふるさと文化館 博物館実習実施要項

1 実習期間（予定）

令和8年8月13日（木）、14日（金）、15日（土）、18日（火）、19日（水） 5日間

2 定員

5人程度（※定員を超えた場合は選考を行います）

3 実習場所

（1）練馬区立石神井公園ふるさと文化館（練馬区石神井町5-12-16）

（2）練馬区立石神井公園ふるさと文化館分室（練馬区石神井台1-33-44）

4 対象者

以下の条件をすべて満たす方を実習対象者とします。

（1）実習時に、大学4年次もしくは大学院等に在学中の方

（2）博物館法に定められた資格取得に必要な単位のうち、実習以外の単位を全て取得している方、または令和8年度中に取得見込みの方

（3）学芸員資格取得を強く希望する方

（4）実習の全日程に参加できる方

5 実習費用

1万円（実習前に納付していただきます）

6 申込方法

（1）次項にある書類を、大学を通じて郵送にてご送付ください（封筒の表に「博物館実習申込書在中」と朱書きのこと）。なお、申込は1大学につき1名としてください。

（2）提出書類（提出書類の返却は行いませんのでご了承ください）

①所定の「申込書」（同様の内容をPCで作成したものでも可）

②履歴書（顔写真貼付のこと）

※専攻分野（卒業論文のテーマなど）を記してください。

③当館で実習を志望する理由を述べたレポート（400字程度）

④学芸員資格に関する科目の単位修得証明書

※成績証明書を利用する場合には、どの科目が学芸員資格に関する科目に該当するのかがわかるような形で提出してください。

⑤返信用封筒（定形封筒、110円切手貼付、宛先は大学の担当部署をご記入ください）

（3）申し込み期間

令和8年2月1日（日）から3月13日（金）まで（必着）

（4）定員を上回る申し込みがあった場合は、練馬区在住または練馬区内の大学・大学院に在学の方を優先し、提出書類により実習生を選考します。

（5）申込書類に不備のある場合は、選考外といたします。

7 決定通知

令和8年4月上旬に、大学のご担当あてに決定を郵送します。

実習カリキュラム等については、令和8年7月初旬頃送付の予定です。

8 評価

当館では実習の成績評価を行いませんので、予めご了承ください。実習生の勤務態度や実習への取り組み姿勢に対するコメントを付すのみとします。

9 その他

- (1) 実習中の事故については、各大学・各自の保険加入を前提とし、当館に過失が認められる場合を除き当館では責任を負いません。
- (2) 実習期間中、個人的な理由（アルバイト・就職活動等）による遅刻・早退・欠席は認めません。また、いかなる事由でも遅刻・早退・欠席が複数度にわたった場合は、実習への参加を中止していただきます。なお、実習生として不適切な行動があった場合には、実習を取り消すことがあります。
- (3) 当館が取得した個人情報は厳重に管理し、実習の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

10 問い合わせ・申込書類送付先

練馬区立石神井公園ふるさと文化館 学芸係

（指定管理者：公益財団法人練馬区文化振興協会）

〒177-0041 東京都練馬区石神井町 5-12-16

電話：03-3996-4060 FAX：03-3996-4061